損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分費用償還申請書

**大規模半壊・中規模半壊・半壊**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　整理番号：

令和　 　年　 　月　 　日

　い　わ　き　市　長　様

私は、令和５年台風第13号の影響により損壊した次の損壊家屋等について、生活環境保全上支障が生じたため、既に解体撤去しました。

つきましては、当該損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分費用について、民法第702条の規定に基づき、負担していただきますよう申請します。

**申請者（解体・撤去の契約者）**※枠内を記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 | 〒 |
|  | 　　　　　印 | 電　話 | 自宅（　　　　）　　－携帯（　　　　）　　－ |
| 生年月日 | （明・大・昭・平　　　年　　　月　　日生） |
| 家屋等所有者 | 氏名 |  | 申請者との関　　　係 | □本人　□配偶者　□親　□その他（　　　　　　　） |
| 区分 | □登記簿上の所有者　　□資産証明書上の所有者　□相続人（遺産分割協議書・公正証書遺言書 有）　□相続人（未相続）　□その他（　　　） |
| 中小企業の場合 | 業種（　　　　）業　　　資本金（　　　　　　）円　　従業員数（　　　）人 |
| 申請代理人 | 住所 | 〒 |
|  | 　　　　　　　　　　　　印 | 電　話 | （　　　　）　　　　－ |
| 申請者との関係 | □配偶者　□子　□兄弟　□その他（　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　 |
| 連絡先 | ※市からの文書送付・連絡先　　□申請者と同じ　□申請代理人と同じ　 |
| 住所 | 〒 |
|  |  | 電　話 | （　　　　）　　　　－ |

**損壊家屋等の解体撤去の概要**※枠内を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 解体建物所在地（登記簿の所在地） | いわき市 |
|
| り災（被災）証明書の住所 | いわき市 |
| 家屋等の種類 | □居宅（自宅）　　　棟　　　　　□居宅（賃貸）　　　棟　□倉庫・物置　　　棟　　　　　　□共同住宅　　　棟　　　　□工場　　　棟□事務所・店舗・作業所　　　棟　□その他（　　　　　　　　　）　　　棟 |
| り災証明書 | □大規模半壊　□中規模半壊　□半壊（り災証明書番号：　　　　　　　　　　） |
| （非住家の場合）被災証明書 | □被災証明書（　　　　　　　　　　　　　　　　）　□損壊状況がわかる写真 |
| 解体前の家屋の状況 | □既に倒壊していた　□他の家屋等に物的被害を生じさせていた　□家屋等の倒壊による人的物的被害が生じるおそれがあった　□浸水等による土砂の撤去や耐え難い悪臭を除去する必要があった□損壊により、家屋等の利用が困難な状況にあった　□その他（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 家屋等の権利関係 | (1)共有者　　□有（自分の外　　名）　□無(2)権利関係（抵当権、根抵当権等）□有（内容・権利者　　　　　　　　　　　　　　　）　□無解体撤去費用償還に関する権利者の同意　□有　□無 |

※裏面に続く

|  |  |
| --- | --- |
| 家屋を解体撤去した業者 | 業者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 契約日 | 令和　　　年　　月　　日 |
| 工事期間 | 令和　　　年　　月　　日　　～　　令和　　年　　月　　日 |
| 支払金額 | 　　　　　　　　　　円（消費税込） | 支払者 | □申請者　□その他（　　　　　） |
| 支払完了日 | 令和　　　年　　月　　日 |

**償還申請に係る同意**

償還申請を行うにあたり、以下の５点について同意します。

１　本申請書及び添付書類に事実と異なる記載があり、それによりいわき市の損害が発生した場合には、申請者が責任を持って賠償すること。

２　償還の対象となるのは、原則り災証明書にて大規模半壊、中規模半壊及び半壊と判定された家屋等を解体撤去した場合であること。ただし、り災証明書が発行されていない住家以外については、被災証明書及び被災状況写真等を参考に現地調査を行い判定します。

　※単に家屋の一部を解体した場合は、対象となりません。

３　上記損壊家屋等の解体撤去に関していわき市が申請者に支払う費用は、いわき市が算定した基準額に照らし、上記損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分のため必要と認められる費用に限られること。

４　上記損壊家屋等の解体撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。

５　いわき市が、上記損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分費用を支払うため、解体撤去を行った上記損壊家屋等に係るり災（被災）状況、権利関係、固定資産税情報、住民票及び戸籍関連の書類について、必要な範囲で閲覧・取得すること。

（注記）

■代理人に委任する場合は、委任状に実印を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

■申請の際に、運転免許証など本人確認ができる書類の確認・複写をします。

■申請者が所有者と異なる場合は、所有者全員の同意が必要です。

**申請者**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

【事務処理欄】以下記入不要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 |  | 受付日 |  | 受付者 |  |
| 添付書類 | 申請者確認 | 所有者 | □運転免許証　□マイナンバーカード　□その他（　　　　　　　　） |
| 代理人 | □委任状（所有者の実印押印・印鑑登録証明書）□　運転免許証等 |
| 必　須 | □り災（被災）証明書（写）　□登記事項（建物）全部事項証明書　□資産証明書　□建物配置図　□工事写真　□契約書　□領収書　□工事費用内訳書□マニフェスト　□口座振替依頼書　□通帳（写）□取り壊し証明書（写） |
| 該当がある場合添付 | 《中小企業の場合》　□商業登記簿・印鑑証明書《権利者ありの場合》□同意書（共有・相続・抵当権等）□同意者の印鑑登録証明書　□相続関係図　□戸籍謄本《法定相続人の同意書の代わりとなる書類》　□遺産分割協議書　□公正証書遺言書《未登記・未評価の場合》□登記事項（土地）全部事項証明書【土地所有者又は法定相続人と申請者が異なる場合】　□上申書 |
| 延床面積 | 区分 |  |  |  |  | . |  |  | ㎡ | 区分 |  |  |  |  | . |  |  | ㎡ | 区分 |  |  |  |  | . |  |  | ㎡ |
| 建築面積 |  |  |  |  | . |  |  | ㎡ |  |  |  |  | . |  |  | ㎡ |  |  |  |  | . |  |  | ㎡ |